

入札公告

条件付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和8年7月21日

県立宮崎病院長 眞 柴 晃 一

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品 軽乗用車及び普通乗用車
- (2) 物品の数量 3台（軽乗用車2台、普通乗用車1台）
- (3) 物品の特質 仕様書のとおり
- (4) 納入期限 令和9年2月1日から運用できるように納入すること
- (5) 契約期間 令和9年2月1日から令和14年1月31日まで
- (6) 納入場所 県立宮崎病院 宮崎市北高松町5番30号
- (7) 入札方法

(1)の借入物品について入札を実施する。落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(5)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の支出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。）第2条に規定する資格を有するもので、業種がサービス（役務の提供）に関する業務で営業種目が賃貸業務であること。
 - ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - エ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
 - オ 本業務の物品の保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスについて、

納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

カ 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを確認できる者であること。

キ 令和3年4月1日から令和8年3月31日の間において、自動車をリースにより国又は地方公共団体へ貸し付けた実績を有する者であること。

ク 公告日から入札日までのいずれの日においても、要綱第9条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1) ウからキまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号

郵便番号880-8510 電話番号0985-24-4181

- (2) 期間 令和8年7月21日から令和8年8月19日まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。 午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 県立宮崎病院総務課管理担当

- (2) 期間 令和8年7月21日から令和8年8月4日まで

（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出

- (1) 場所 県立宮崎病院総務課管理担当

- (2) 期間 令和8年8月5日午後5時まで

- (3) 方法 持参又は送付（送付にあつては書留郵便に限る。）

7 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、令和8年8月12日までに通知する。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立宮崎病院総務課管理担当

- (2) 提出期限 令和8年8月19日 午後5時

- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあつては書留郵便に限る。）

9 開札場所及び日時

- (1) 場所 県立宮崎病院 4階 44・45会議室 宮崎市北高松町5番30号

- (2) 日時 令和8年8月20日 午前10時

10 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効とする入札をした者は、

再度の入札に参加することができない。

- (1) 病院局財務規程第 107 条のいずれかに該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において指名停止を受けている者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 契約に関する事務を担当する部局等

県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町 5 番 3 0 号

郵便番号 8 8 0 - 8 5 1 0 電話番号 0 9 8 5 - 2 4 - 4 1 8 1

14 その他

この条件付一般競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

宮崎県が行う物品の借入に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記の５に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１ 公告日 令和８年７月２１日

２ 競争入札に付する事項

- (１) 借入物品 軽乗用車及び普通乗用車
- (２) 物品の数量 ３台（軽乗用車２台、普通乗用車１台）
- (３) 物品の特質 仕様書のとおり
- (４) 納入期限 令和９年２月１日から運用できるように納入すること
- (５) 契約期間 令和９年２月１日から令和１４年１月３１日まで
- (６) 納入場所 県立宮崎病院 宮崎市北高松町５番３０号

３ 契約に係る特約事項

- (１) この競争入札に係る本件契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和２２年法律第６７条）第２３４条の３の規定による契約であり、県は、上記２の(５)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の支出予算が減額又は削除された場合

- (２) 県は、(１)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

４ 競争入札に参加する者に必要な資格

- (１) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

イ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和５４年１月１２日告示第４１号。以下「要綱」という。）第２条第１項に規定する入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されたもので、業種がサービス（役務の提供）に関する業務で営業種目が賃貸業務であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

オ 本業務の物品の保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスについて、納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

カ 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを確認できる者であること。

キ 令和3年4月1日から令和8年3月31日の間において、自動車をリースにより国又は地方公共団体へ貸し付けた実績を有する者であること。

ク 公告日から入札日までのいずれの日においても、要綱第9条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1) ウからキまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

5 担当部局

県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号

郵便番号880-8510 電話番号0985-24-4181

6 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり担当部局に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は本業務の入札に参加することができない。

ア 入札参加資格確認申請書の様式 別記様式第1号のとおり

イ 提出期間

令和8年7月21日から令和8年8月5日まで（土曜日及び日曜日を除く。）に提出すること。

なお、受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

ウ 提出場所 5に同じ

エ 提出部数 1通

オ 提出方法

書面は持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

- (2) 入札参加資格確認資料は次のとおりとし、ア及びイの書面は6箇月以内のものとする。

ア 法人にあつては登記事項証明書の写し又は個人にあつては身分証明書の写し

イ 宮崎県の県税に係る徴収金に未納がないことを証する書面の写し

ウ 令和3年4月1日から令和8年3月31日の間における国又は地方公共団体との自動車の賃貸借契約書の写し

- (3) 入札参加資格確認結果は、令和8年8月12日までに書面により通知する。ただし、令和8年8月12日に通知する場合は、電送でも併せて通知する。

- (4) 申請書等の作成費用の負担等

ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 申請書等は、返却しない。

ウ 提出期限以降における申請書等の修正及び再提出は認めない。

7 入札参加資格確認に対する異議申立

- (1) 入札参加資格がないと認められた者が、その理由又は確認結果に異議がある場合は、次に従い書面（様式は自由）により異議申立ができる。

ア 受付期間

入札参加資格確認結果の通知を受理した日の翌日から起算して2日以内とする。

イ 受付場所 5に同じ

ウ 提出方法

書面は持参又は送付（送付にあつては書留郵便に限る。）により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、送付による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。

- (2) 異議申立に対する回答は、異議申立書を受理した日の翌日から起算して2日以内に通知する。

8 物品の仕様書

別添仕様書のとおり

9 仕様書に関する質問及び閲覧

- (1) 仕様書に関する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

ア 受付期間

令和8年7月21日から令和8年8月5日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

なお、受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 受付場所 5に同じ

ウ 提出方法

書面は持参又は送付（送付にあつては書留郵便に限る。）により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

また、送付による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。

- (2) (1)の質問書に対する回答は、回答書を作成し、相手方に通知するものとする。

なお、回答書は閲覧できるものとする。

ア 閲覧場所 5に同じ

イ 閲覧期間

令和8年8月5日から令和8年8月19日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

なお、受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

10 入札

入札に参加する者は、別紙様式第3による入札書を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出場所 5に同じ

(2) 提出期限

令和8年8月19日 午後5時

(3) 入札書の日付

入札書提出期限以前の日（入札書作成日）を記入すること。

(4) 提出方法

持参又は送付（送付にあつては書留郵便に限る。提出期限内必着とする。）により提出するものとする。なお、入札書の提出においては、6(3)による入札参加資格が確認された旨の入札参加資格確認結果通知書の写しを添付すること。添付されていないものは受付できないこと。添付の方法は、入札書の封筒と入札参加資格確認結果通知書の写しを別にして提出すること。送付の場合も同様に別にして送付用の封筒に入れること。

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式第4による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

(7) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「8月20日開封《県立宮崎病院軽乗用車及び普通乗用車賃貸借》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名を朱書きし、外封筒の封皮には「8月20日開封《県立宮崎病院軽乗用車及び普通乗用車賃貸借》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に

ついて押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

- (9) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

11 開札

- (1) 開札の日時 令和8年8月20日 午前10時
(2) 開札の場所 県立宮崎病院 4階 44・45会議室 宮崎市北高松町5番30号
(3) 開札は、入札者又はその代理人1名を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

12 再度入札

- (1) 開札した場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。この場合において、競争入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時にこれを行う。
(2) 入札の回数は、2回を限度する。
(3) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 過去2箇年の間に、国（公団等を含む。）又は地方公共団体（地方住宅供給公

社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

14 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において指名停止を受けている者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲以内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

16 その他

この競争入札の落札者は、発注者の指示により速やかに契約を結ばなければならない。

別記様式第 1 号

入札参加資格確認申請書

令和 8 年 月 日

宮崎県立宮崎病院

院長 眞 柴 晃 一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

令和 8 年 7 月 2 1 日付けで公告のありました県立宮崎病院軽乗用車及び普通乗用車賃貸借に係る入札参加資格の確認について、下記の書類を添えて申請します。

なお、公告に掲げる欠格要件のいずれにも該当しないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 法人にあつては登記事項証明書の写し（6 か月以内のもの）、又は個人にあつては身分証明書の写し（6 か月以内のもの）
- 2 宮崎県の県税（個人県民税又は地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを証する書面の写し（6 か月以内のもの）
- 3 入札を希望する物品の仕様及びメンテナンス体制に関する申立書（別記様式第 2 号）及び仕様が確認できるカタログ等
- 4 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日の間における国又は地方公共団体との自動車の賃貸借契約書の写し

1 貸付希望車（軽乗用車）

メーカー名	
車 名	
型 式	

2 仕様比較

項 目	要 求 仕 様		備 考
台 数	2 台		
車 種	軽乗用車		
乗 車 定 員	4 名		
燃 料	無鉛レギュラーガソリン		
排 気 量	0. 6 5 8 L～		
車 体	5 ドアハッチバック、可倒式リアシート		
変 速 装 置	オートマチック車		
駆 動 方 式	2WD (CVT)		
色	シルバー		
安 全 性 能	衝突警報機能、衝突回避支援ブレーキ機能、誤発進抑制機能、後退時ブレーキサポート、後方誤発進抑制機能、軽量衝撃吸収ボディー、4 輪 A B S、運転席及び助手席 S R S エアバッグ		
環 境 性 能	アイドリングストップシステム 平成 30 年排出ガス 50%低減 2030 年度燃費基準優良車		
その他装備	①パワーステアリング ②サイドバイザー ③アシストグリップ（1 個） ④停止表示板 ⑤標準工具 ⑥カーラジオ ⑦エアコン ⑧カーペットマット ⑨パワーウインドウ ⑩カーナビ（バックモニター付） ⑪ドライブレコーダー（前後方録画機能付） ⑫パンク応急修理セット ⑬キーレスリモコン ⑭パワードアロック ⑮電動格納式リモコンドアミラー ⑯ETC 車載器 ※⑩カーナビについては TV チューナーの接続を行わないこと。		
メンテナンス	車検（定期点検整備及び継続検査）、法定定期点検整備、故障修理（パンク修理を含む。契約終了まで）、エンジンオイル交換（5,000 km 走行又は 6 ヶ月経過の何れか早い時点）、油脂類補充・交換（点検時）、消耗品交換（点検時）、バッテリー交換（契約終了まで必要数）、タイヤ交換（ラジアルタイヤを契約終了まで必要数）、パンク修理（契約終了まで必要数）、キーレス（電池交換）、点検時等車両引取費用		
諸 費 用	登録納車費用、自動車取得税、自動車重量税、軽自動車税、自動車損害賠償責任保険、代車費用、ETC セットアップ料		
そ の 他	クローズド・エンド方式		

3 メンテナンス（整備）体制

整備工場	名 称	
	代表者名	
	住 所	
	電話番号	

1 貸付希望車（普通乗用車）

メーカー名	
車 名	
型 式	

2 仕様比較

項 目	要 求 仕 様		備 考
台 数	1 台		
車 種	普通乗用車		
乗 車 定 員	5 名		
燃 料	無鉛レギュラーガソリン		
排 気 量	0. 9 9 6 L～		
車 体	5 ドアハッチバック、後方両方スライドドア、可倒式リアシート		
変 速 装 置	オートマチック車		
駆 動 方 式	2WD (CVT)		
色	シルバー		
安 全 性 能	衝突警報機能、衝突回避支援ブレーキ機能、誤発進抑制機能、後退時ブレーキサポート、後方誤発進抑制機能、軽量衝撃吸収ボディ、4 輪 A B S、運転席及び助手席 S R S エアバッグ		
環 境 性 能	アイドリングストップシステム 平成 30 年排出ガス 50%低減 2020 年度燃費基準 4 0 %達成		
その他装備	①パワーステアリング ②サイドバイザー ③アシストグリップ（1 個） ④停止表示板 ⑤標準工具⑥カーラジオ ⑦エアコン ⑧カーペットマット ⑨パワーウィンドウ ⑩カーナビ（バックモニター付） ⑪ドライブレコーダー（前後方録画機能付） ⑫パンク応急修理セット ⑬キーレスリモコン ⑭パワードアロック ⑮電動格納式リモコンドアミラー ⑯ETC 車載器 ※⑩カーナビについては TV チューナーの接続を行わないこと。		
メンテナンス	車検（定期点検整備及び継続検査）、法定定期点検整備、故障修理（パンク修理を含む。契約終了まで）、エンジンオイル交換（5, 000 km 走行又は 6 ヶ月経過の何れか早い時点）、油脂類補充・交換（点検時）、消耗品交換（点検時）、バッテリー交換（契約終了まで必要数）、タイヤ交換（ラジアルタイヤを契約終了まで必要数）、パンク修理（契約終了まで必要数）、キーレス（電池交換）、点検時等車両引取費用		
諸 費 用	登録納車費用、自動車取得税、自動車重量税、軽自動車税、自動車損害賠償責任保険、代車費用、ETC セットアップ料		
そ の 他	クローズド・エンド方式		

3 メンテナンス（整備）体制

整備工場	名 称	
	代表者名	
	住 所	
	電話番号	

入 札 書

入 札 金 額	¥				
入札の目的	下記物品の賃貸借				
納入の場所	県立宮崎病院 宮崎市北高松町5番30号				
履 行 期 間	令和 9年 2月 1日から 令和 14年 1月 31日まで				
納入の方法	令和9年2月1日から運用できるように納入すること				
入札保証金額	病院局財務規則第81条第2項第2号により免除				
内 訳					
品 名	メーカー名・型式	数量	月額単価	期間	金 額
軽乗用車		2台		60月	
普通乗用車		1台		60月	
上記金額に100分の110を乗じて得た金額をもって納入したいので、御呈示の仕様書、契約条項、病院局財務規程（平成18年病院局企業管理規程第15号）及び御指示の事項を承知して入札いたします。 令和8年 月 日 住 所 入札者 名 称 代 表 者 代表者印 県立宮崎病院 院長 眞 柴 晃 一 殿					

入札条件等確認済

委 任 状

私は都合により
使用
()
印鑑

を代理人と定め下記入札に関する権限を委任します。

記

- 1 入札の内容 軽乗用車及び普通乗用車の賃貸借
- 2 納入の場所 県立宮崎病院
宮崎市北高松町 5 番 3 0 号

令和 年 月 日

住 所

名 称

氏 名

代表
者印

県 立 宮 崎 病 院

院長 眞 柴 晃 一 殿

代理人の職名又は本人との関係

賃貸借契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、軽乗用車及び普通乗用車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲に軽乗用車及び普通乗用車（以下「車両」という。）を賃貸し、甲は、これを賃借するものとする。

2 車両の使用本拠地、内容、数量、仕様等は別紙「明細書」のとおりとする。

（賃貸借期間）

第2条 車両の賃貸借は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、賃貸借の期間（以下「賃貸借期間」という。）は、令和9年2月1日から令和14年1月31日までとする。

（賃貸借料等）

第3条 車両の賃貸借料並びに消費税及び地方消費税額（以下「賃貸借料等」という。）は、次のとおりとする。

なお、この契約の解除により賃貸借期間に1箇月未満の端数が生じた場合は、賃貸借料等の日割計算をするものとする。

賃貸借料	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	（月額	金〇〇, 〇〇〇円）
------	---------------	-----	------------

消費税及び地方消費税額	金〇〇, 〇〇〇円	（月額	金〇, 〇〇〇円）
-------------	-----------	-----	-----------

合 計	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	（月額	金〇〇, 〇〇〇円）
-----	---------------	-----	------------

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇, 〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（第4条 契約保証金は、免除する。）

（賃貸借料等の請求及び支払）

第5条 賃貸借料等は、毎月分割払とし、乙は、翌月に賃貸借料等の月額を記載した支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の適法な支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に賃貸借料等の月額を支払うものとする。

（かし担保）

第6条 車両の隠れたかしにより車両の運転等に不能が生じた場合は、その補修、交換等については乙の責任で行うものとする。

（車両の移転）

第7条 甲の都合により車両を（別紙）明細書に掲げる設置場所から移転する必要がある場合は甲乙協議の上、移転を行うものとする。この場合における車両の移転に要する費用は、甲の負担とする。

（車両の返還）

第8条 甲の都合による契約の解除により車両を返還する場合は、車両の返還に要する費用は、甲の負担とする。

2 乙の都合による契約の解除又は契約期間満了に伴う車両の返還に要する費用は、乙の負担とする。

（管理義務）

第9条 甲は、善良な管理者の注意をもって車両を管理するものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙又は乙の指示に基づいて車両の納入に従事する者は、この契約の履行に当たって知り得た甲の秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、この契約を履行するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第12条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方並びに第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約の各条項のいずれかに違反したとき。

(2) 乙が契約期間中に契約業務を完了する見込がないと認められるとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(費用の負担)

第14条 車両の納入に必要な費用、並びにこの契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮崎県

宮崎県立宮崎病院院長 眞 柴 晃 一

乙

(別紙)

明細書

1 使用本拠地 県立宮崎病院内
宮崎市北高松町5番30号

2 内容、数量

車種・メーカー名・車名	型式・車両番号等	数 量
軽乗用車	5ドア 2WD CVT	2台
普通乗用車	5ドアハッチバック 後方両側スライドドア 2WD CVT	1台

3 仕様

- (1) リース期間 5年
- (2) メンテナンスリース
- (3) クローズドエンド方式
- (4) その他、車両の性能や装備、賃借料に含まれるメンテナンスや諸費用等は別紙「仕様書」のとおりとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(資料の返還等)

第7 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別紙

仕 様 書 (軽乗用車)

項 目	仕 様
台 数	2 台
車 種	軽乗用車
乗 車 定 員	4 名
全 身	3, 3 9 5 mm～
全 幅	1, 4 7 5 mm～
全 高	1, 5 0 0 mm～
リース期間	6 0 ヶ月
推定走行距離	1, 5 0 0 km／月 (2 台)
燃 料	無鉛レギュラーガソリン
総 排 気 量	0. 6 5 8 L～
車 体	5 ドアハッチバック、可倒式リアシート
トランスミッション	オートマチック車
駆 動 方 式	2WD (CVT)
色	シルバー
安 全 性 能	衝突警報機能、衝突回避支援ブレーキ機能、車線逸脱警報機能、誤発進抑制機能、先行車発進お知らせ機能、オートハイビーム、後退時ブレーキサポート、後方誤発進抑制機能、軽量衝撃吸収ボディー、4 輪ABS、運転席及び助手席SRSエアバッグ
環 境 性 能	アイドリングストップシステム、平成30年排出ガス50%低減、2030 年度燃費基準優良車
その他装備	①パワーステアリング ②サイドバイザー ③アシストグリップ (1 個) ④停止表示板 ⑤標準工具⑥カーラジオ ⑦エアコン ⑧カーペットマット ⑨パワーウインドウ (前後) ⑩カーナビ (バックモニター付) ⑪ドライブレコーダー (前後方録画機能付) ⑫パンク応急修理セット ⑬キーレスリモコン ⑭パワードアロック ⑮電動格納式リモコンドアミラー ⑯ETC 車載器 ※⑩カーナビについてはTV チューナーの接続を行わないこと。
メンテナンス	車検 (定期点検整備及び継続検査)、法定定期点検整備、故障修理 (パンク修理を含む。契約終了まで)、エンジンオイル交換 (5, 000 km走行又は6 ヶ月経過の何れか早い時点)、油脂類補充・交換 (点検時)、一般整備消耗品交換 (点検時)、バッテリー交換 (契約終了まで必要数)、タイヤ交換 (ラジアルタイヤを契約終了まで必要数)、パンク修理 (契約終了まで必要数)、キーレス (電池交換)、点検時等車両引取費用
諸 費 用	登録納車費用、自動車取得税、自動車重量税、軽自動車税、自動車損害賠償責任保険、代車費用、ETC セットアップ料
残価の精算	クローズド・エンド方式

別紙

仕 様 書（普通乗用車）

項 目	仕 様
台 数	1 台
車 種	乗用車
乗 車 定 員	5 名
全 身	3, 7 0 0 mm～
全 幅	1, 6 4 5 mm～
全 高	1, 7 3 5 mm～
リース期間	6 0 ヶ月
推定走行距離	5 0 0 km／月
燃 料	無鉛レギュラーガソリン
総 排 気 量	0. 9 9 6 L～
車 体	5 ドアハッチバック、後方両側スライドドア、可倒式リアシート
トランスミッション	オートマチック車
駆 動 方 式	2WD (CVT)
色	シルバー
安 全 性 能	衝突警報機能、衝突回避支援ブレーキ機能、車線逸脱警報機能、誤発進抑制機能、先行車発進お知らせ機能、オートハイビーム、後退時ブレーキサポート、後方誤発進抑制機能、軽量衝撃吸収ボディ、4 輪 A B S、運転席及び助手席 S R S エアバッグ、コーナーセンサー
環 境 性 能	アイドリングストップシステム、平成 3 0 年排出ガス 5 0 % 低減、2020 年度燃費基準 4 0 % 達成
その他装備	①パワーステアリング ②サイドバイザー ③アシストグリップ（1 個） ④停止表示板 ⑤標準工具⑥カーラジオ ⑦エアコン ⑧カーペットマット ⑨パワーウインドウ（前後） ⑩カーナビ（バックモニター付） ⑪ドライブレコーダー（前後方録画機能付）⑫パンク応急修理セット ⑬キーレスリモコン ⑭パワードアロック ⑮電動格納式リモコンドアミラー ⑯ETC 車載器 ※⑩カーナビについては TV チューナーの接続を行わないこと。
メンテナンス	車検（定期点検整備及び継続検査）、法定定期点検整備、故障修理（パンク修理を含む。契約終了まで）、エンジンオイル交換（5, 000 km 走行又は 6 ヶ月経過の何れか早い時点）、油脂類補充・交換（点検時）、一般整備消耗品交換（点検時）、バッテリー交換（契約終了まで必要数）、タイヤ交換（ラジアルタイヤを契約終了まで必要数）、パンク修理（契約終了まで必要数）、キーレス（電池交換）、点検時等車両引取費用
諸 費 用	登録納車費用、自動車取得税、自動車重量税、自動車税、自動車損害賠償責任保険、代車費用、ETC セットアップ料
残価の精算	クローズド・エンド方式